

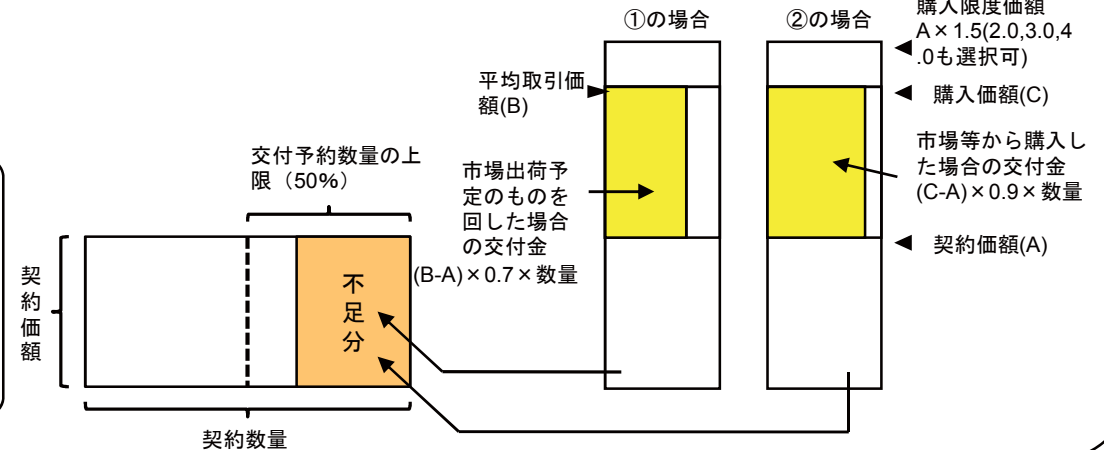
契約野菜安定供給制度の概要

野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプを措置（産地と最終実需者又は産地と中間業者の契約取引が対象）。

「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

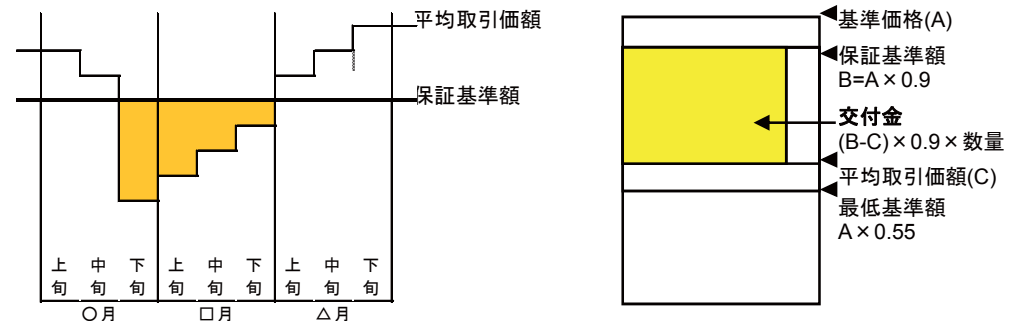
- （契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（基準価格の130%）を上回った場合に、
- ① 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。
 - ② 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。
- ※ いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度。
購入限度価額は契約価額の150%（200%、300%、400%）を選択することも可能。）



「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

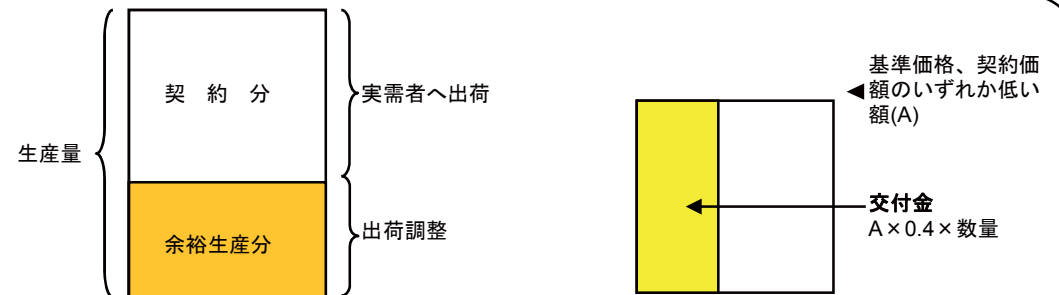
- （平均取引価額が保証基準額（基準価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。）



「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

- （価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（基準価格の70%）を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補てん。）



【負担割合】 指定野菜：国(50%)、都道府県(25%)、出荷団体等(25%)、 特定野菜：国(1/3)、都道府県(1/3)、出荷団体等(1/3)